

47. 101. 06

他人の商標との類否判断について

1. 類否判断における地域団体商標の取扱い

登録された地域団体商標は、使用により商標全体が不可分かつ一体なものとして需要者の間に広く認識された結果、商標登録されたという事情を考慮して商標全体を不可分一体であるとして商第4条第1項第11号の判断を行うものとする。

なお、登録された地域団体商標の類否の判断についても、[商標審査基準第3十、第4条第1項第11号](#)1. の考え方を変更するものではなく、最終的には外観、称呼、観念のそれぞれの判断要素を総合的に考察し、他人の後願の商標との類否を決定するものとする。

2. 地域団体商標と同一又は類似の文字部分を含む他人の先後願商標との関係

(1) 他人の先願の商標との関係

地域団体商標の商標登録出願より先に出願された商標で、その地域団体商標と同一又は類似の文字と識別力のある図形又は文字との組み合わせにより登録された商標が存在する場合、原則として、先願の登録商標はその図形等の部分が商標の要部であり、地域団体商標とは類似しないと判断されることから、後願の地域団体商標の商標登録出願には、商第4条第1項第11号を適用しない。

例外として、先願の登録商標中の地域団体商標と同一又は類似の文字部分が周知となっており、権利者の出所を表示するものと認められる場合には、その登録商標と類似するとして、後願の地域団体商標の商標登録出願に商第4条第1項第11号を適用する。

(2) 他人の後願の商標との関係

登録された地域団体商標より後に出願された商標で、その地域団体商標と同一又は類似の文字を含む商標については、地域団体商標が需要者の間で周知となっているとして登録された商標であることから、需要者は、後願の商標の文字部分に着目して記憶し取引に当たることが少なくないものと考えられるため、原則として、後願の商標は地域団体商標と同一又は類似の商標として取り扱うものとする。

具体例

①商第4条第1項第11号を適用する例

(指定商品「東京都産のりんご」) (指定商品「りんご」)

地域団体商標「東京りんご」に対し、後願商標「東京リンゴ」

地域団体商標「東京りんご」に対し、後願商標「とうきょうりんご」

地域団体商標「東京りんご」に対し、後願商標「本場東京りんご」

地域団体商標「東京りんご」に対し、後願商標「東京のりんご」

地域団体商標「東京りんご」に対し、後願商標「東京産りんご」

地域団体商標「東京りんご」に対し、後願商標「京  」

(指定商品「東京都産のりんご」) (指定商品「東京都産りんご」)

地域団体商標「東京産りんご」に対し、後願商標「東京リンゴ」

(指定商品「東京都産のビール」) (指定商品「ビール」)

地域団体商標「東京ビール」に対し、後願商標「TOKYO BEER」

地域団体商標「東京ビール」に対し、後願商標「東京麦酒」

地域団体商標「東京ビール」に対し、後願商標「トウキョウビール」

地域団体商標「東京ビール」に対し、後願商標「東京
ビール」

地域団体商標「東京ビール」に対し、後願商標「**東京**ビール」

地域団体商標「東京ビール」に対し、後願商標「東京ビール倶楽部」

②商第4条第1項第11号を適用しない例

(指定商品「東京都産のりんご」) (指定商品「みかん」)

地域団体商標「東京りんご」に対し、後願商標「東京みかん」

(指定商品「東京都産のりんご」) (指定商品「りんご」)

地域団体商標「東京りんご」に対し、後願商標「江戸りんご」

(指定商品「東京都産のビール」) (指定商品「ビール」)

地域団体商標「東京ビール」に対し、後願商標「ビール東京」

地域団体商標「東京ビール」に対し、後願商標「東京限定ビール」

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）」の審査基準](#)
- [「第7条の2（地域団体商標）」の審査基準](#)